別表六（十）　中小企業者等の試験研究費の額に係る法人税額の特別控除に関する明細書

事業年度	・ ・ ・ ・	法人名	

試験研究費の額		1	円	調整前法人税額（別表一「2」又は別表一の二「2」若しくは「22」）		16	円
控除対象試験研究費の額の計算	同上のうち特別試験研究費以外の額	2		当期税額基準額の計算	令和11年3月31日以前に開始する事業年度の場合 (9) ＞ 12％の場合	17	0.35
	(1)のうち中小企業者等の試験研究費の額に係る税額控除の対象とする特別試験研究費の額	3					
	控除対象試験研究費基準額 (2)＋(3)	4			(11)＞10％の場合の特例加算割合 $((11)-\frac{10}{100})\times 2$ （小数点以下３位未満切捨て）（0.1を超える場合は0.1）	18	
	(4)のうち国外委託試験研究に係る試験研究費の額	5	内				
	控除対象試験研究費の額 (4)又は$((5)\times\frac{50、60又は70}{100}+(4)-(5))$	6	内		当期税額基準額 $((16)+(別表六(十三)「12」))\times((17)、(0.25+(18))又は0.25)$	19	円
増減試験研究費割合の計算	比較試験研究費の額（別表六(十一)「5」）	7		当期税額控除可能額（(15)と(19)のうち少ない金額）又は（別表六(十)付表一「23」、「26」又は「28」）		20	
	増減試験研究費の額 (1)－(7)	8		調整前法人税額超過構成額（別表六(六)「8の③」）		21	
	増減試験研究費割合 $\frac{(8)}{(7)}$	9		当期税額控除額 (20)－(21)		22	
試験研究費割合の計算	平均売上金額（別表六(十一)「10」）	10	円	前期繰越分	差引当期税額基準額残額 (19)－(20)	23	
	試験研究費割合 $\frac{(1)}{(10)}$	11			繰越税額控除限度超過額（29の計）	24	
税額控除割合の計算	割増前税額控除割合 $\frac{12}{100}+((9)-\frac{12}{100})\times 0.375$ （0.12未満の場合、設立事業年度の場合又は(7)＝0の場合は0.12）	12			同上のうち当期繰越税額控除可能額（(23)と(24)のうち少ない金額）又は（別表六(十)付表二「7」）（(1)≦(7)又は(7)＝0の場合は0）	25	
	(11)＞10％の場合の控除割増率 $((11)-\frac{10}{100})\times 0.5$ （0.1を超える場合は0.1）	13			調整前法人税額超過構成額（別表六(六)「8の②」）	26	
	税額控除割合 (12)＋(12)×(13)（小数点以下３位未満切捨て）（0.17を超える場合は0.17）	14			当期繰越税額控除額 (25)－(26)	27	
中小企業者等税額控除限度額 (6)×((14)又は0.12)		15	円	法人税額の特別控除額 (22)＋(27)		28	

翌期繰越税額控除限度超過額の計算

事業年度	前期繰越額又は当期税額控除限度額	当期控除可能額	翌期繰越額 (29)－(30)
	29	30	31
・ ・ ・ ・	円	円	
・ ・ ・ ・			外　円
・ ・ ・ ・			外
・ ・ ・ ・			外
・ ・ ・ ・			外
・ ・ ・ ・			外
計		(25)	
当期分	(15)	(20)	外
合計			

（用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４）